

特定非営利活動法人STEAM教育Lab.-みらいの風-
会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人STEAM教育Lab.-みらいの風-という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県観音寺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、STEAM教育 (Science (科学)、 Technology (技術)、 Engineering (工学)、 Arts (リベラル・アーツ)、 Mathematics (数学) を総合的・横断的に扱う教育) に関する事業を行い、世の中の課題に対し自ら解決策を講ずることができる人で溢れた持続的かつ発展的な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 各種教室 (ワークショップ)
 - ①プログラミング教室
 - ②サイエンス教室
 - ③地質教室
 - ④電子工作教室
 - ⑤音楽体験・鑑賞教室
 - ⑥芸術体験・鑑賞教室
 - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な教室
- (2) 地域社会や教育機関への協力
- (3) 地域向け、教員向けのワークショップ
- (4) 目的を同じくするコミュニティーの形成
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 一般会員

(種別)

第6条 この法人の一般会員は、次の3種とする。

- (1) キッズ会員 この法人の目的に賛同して入会した子ども（7才～16才まで）
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（16才以上）
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(一般会員の説明)

第7条 この法人の一般会員とは、以下の会員とする。

- (1) 法人の活動に賛同して、ともに活動しようという意識をもつ人物または団体。
- (2) 社員と異なり、総会への参加や議決権はもたない。しかし、活動内容や方法についての提案を理事長に、書面または電子的方法をもって提出することができる。
- (3) 各種行事や法人活動で、会員外の者と比べ優位をはかられる。

(入会)

第8条

- 1 この法人の一般会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会様式により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第9条 一般会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- (1) キッズ会員 3,000円
- (2) 個人会員 3,000円
- (3) 団体会員 10,000円

(一般会員の資格の喪失)

第10条 一般会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 一般会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 一般会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第13条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第14条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第16条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第17条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第18条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第19条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第20条

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。
- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第21条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。